

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 山末	
日 時	平成29年8月23日(水曜日)	開 議	午前 11 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 12 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【環境市民部】 塩尻部長 [環境政策課] 西田課長、白波瀬環境政策係長 【健康福祉部】 栗林部長 [高齢福祉課] 広瀬課長、山口高齢者係長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員1名(並河)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 案 件

(1) 子どもの貧困について

<小川委員長>

本市における子ども食堂の概要について、健康福祉部から別紙のとおり資料をいただいた。これらを踏まえ、現地視察を実施するかどうか、また、実施する場合はどのような内容で視察を行うのか、意見をいただきたい。

<酒井委員>

これは見る限りでは、独自で実施されているところもあるかもしれないが、府の補助金など、亀岡市以外から財源を確保している事業である。子ども食堂の趣旨もそれぞれ異なるものだと思う。いきなり現場に行って意見交換をすることは相手先にとって負担になるのではないか。

<馬場委員>

エンジェルホームは京都府のひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業を活用している。ここに亀岡市が関わっているのであれば現地に行くべきだと思う。4年間にわたり続けておられる。相手先が迷惑でなければ行く価値があると思う。それ以外は単発的なところが多い。

<小島委員>

エンジェルホームの代表者は亀岡市との関わりを持っている方なので、お聞きできるのであればお聞きしたい。また、一番下のかめおかみんな広場についても、話をお聞きできるのではと思う。

<齊藤委員>

上の2つはよく新聞に載っている。3つ目のこどもみらい食堂はクラウドファンディングを活用しており、補助金頼りではない活動は参考になるのではないかと思う。1カ所だけでなく、どう違うのか比べてみて、どのようなお金の使い方をしているのかということの研究するには面白いと思う。

<菱田委員>

こどもみらい食堂について、リーフイーとは、30代の新規就農者が集まったグループであり、地域貢献のために何かできないかということで子どもの農業体験塾をやっていたのがこのように発展したと聞いている。齊藤委員のおっしゃったようにクラウドファンディングを活用している。亀岡市のためになっているが、市の税金は使わない。これほど行政としてありがたいことはない。若い人たちがどのような感覚で取り組もうとしているのか。これがうまくいけば亀岡の人口の増加につながることも考えられるのでぜひ見てみたい。エンジェルホームも行政施設を使っているのを見てみたい。

<平本委員>

かめまる子ども食堂について、以前に委員会でこの中の団体のキッズバリアフリーと、子育て支援について意見交換を行った。行政として何ができるか、という話をした経過があり、途中で終わっている部分がある。そこから発展して、実行委員会形式でされているので、再度話を聞きたいと思う。こどもみらい食堂はクラウドファンディングを活用されており、現在、亀岡市でも農業の担い手確保が難しい中で、若手が頑張っておられるということで興味がある。

<富谷副委員長>

エンジェルホームは社会的困難を抱えている方や、ひとり親家庭の居場所づくりにポイントを絞って事業を展開されている。行政が把握している現状だけでは、貧困の現状を見ることは難しく、現場の声を聴くことも大事であると考えます。ぜひ、エンジェルホームの事業展開を参考にしたい。代表者の方も皆に知っていただきたいとおっしゃっていた。

<酒井委員>

何を見に行くかということをはっきりと明らかなければならない。クラウドファンディングで資金を調達して経営されているところとの違いという視点も面白いし、困っておられる方に提供しているエンジェルホームで現状をお聞きしたいということも分かるが、視点をはっきりさせ、何を見に行くのかを相手先に伝えられるようであれば難しいと思う。また、現地を見るということだが、ひとり親家庭などの状況にある子どもたちが自分の居場所としているところに私たちが行くことはどうなのか。非常にデリケートなことでもある。

<富谷副委員長>

代表者の方は、現場でなければ見えてこないことがあるので、一緒に子どもたちと食事をしていただきたいとおっしゃっていた。そうでなければわからないこともあるのではないかと。

<齊藤委員>

よくわかるが、同じようなものを亀岡市につくることはできない。中身はよいが、類似したことをしようとしてもできない。現状を見に行き、こちらでもクラウドファンディングでできることがないかなどを考え、市の支出がないような活動を広めていくような形にすればよいので、これをテーマに行くということではなく、見に行ったものをこちらで精査すればよい。

<馬場委員>

副委員長が言った中身が全てであり、我々が施設に行き学ぶことが重要である。九州で現場に行った時も、実際に運営されている方の話を直接聞いたら、文書とは違い、大変な運営をされているということが分かった。

<小川委員長>

委員会としては現状を見て学んでいきたいと思う。ただし、受け入れ先のこともあるため、エンジェルホームとこどもみらい食堂について、正副委員長で調整し、次回の常任委員会で報告する。

<酒井委員>

委員会の中では何を見に行くのかをはっきりさせておくべきではと考える。

<齊藤委員>

事細かにしなくても実際にされている事業を見に行くということによい。酒井委員のおっしゃったように子どもがいるところに実際に行ってもよいのかという問題があるので、代表者から説明を聞くということでもよい。正副委員長に一任する。

<小川委員長>

調整については正副委員長に一任願う。

(2) 行政報告 (健康福祉部) 敬老乗車券事業について

[理事者入室] 健康福祉部

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 11 : 27

[質疑]

<馬場委員>

現在、運転免許証の自主返納者にはタクシーの利用カードを渡していると思うが、そのこととの関連は。

<健康福祉部長>

高齢者運転免許証自主返納支援事業とは別に、運転免許証をすでに返納された方に年齢制限を設けずに敬老乗車券を購入できるようにしたい。

<富谷副委員長>

返納年度のみ1回限り無料で交付とあるが、タクシーの利用カードとは別に交付いただけるのか

<健康福祉部長>

高齢者運転免許証自主返納支援事業については返納年度1回限りであるが、敬老乗車券については、各年度ご利用いただけるように考えている。

<齊藤委員>

乗車券が残った場合、利用できるのか。

<健康福祉部長>

使用期限の設定がないため、実証実験を行っている限り利用できる。

<小島委員>

偽造対策はしているのか。

<健康福祉部長>

偽造対策には限度がある。善意を信じたい。

[理事者退室]

3 その他

<小川委員長>

環境基本条例について環境市民部から説明を受ける。

[理事者入室]

<環境市民部長>

(説明)

～ 11 : 36

[質疑]

<酒井委員>

環境アセスメントについて、具体的にどうするかという定めがない状況にあるかと思うが、今後どうするのか。

<環境市民部長>

環境基本条例第11条で環境影響評価に係る措置を規定しているが、国の環境影響評価法、京都府の環境影響評価条例で対応していただき、亀岡市としては、それに対して市長の意見を積極的に述べていきたいと考えている。

<酒井委員>

亀岡市としては特に規定を設けて何かするという事は考えないということか。

<環境市民部長>

現在のところは考えていない。

<小島委員>

全くしないというわけではないので、現状の条例で問題ないと考える。必要な状況になれば対応していただきたい。

<齊藤委員>

亀岡市独自のものが何かできないかと思う。亀岡市は中山間地域、山が多いということで、産業廃棄物や土砂の関係で問題がかなり生じている。京都府の認可を得ているから置いているということがほとんどであり、それが後から問題になるということがある。亀岡市独自の条例がなければ担当部署も住民との間で苦慮されるので、何か考えていただくことが大事だと思う。

<環境市民部長>

開発の関係であれば開発指導要綱があり、その中で業者に対して関係部署全ての意見を申しており、自治会や関係区に説明を行って、その結果を持って来るように指導している。環境影響評価条例のように報告書を公開するという事にはならないが、関係する方々への説明をさせており、必要があれば、市も地元と話をしている。現在のところはそちらの方がきめ細かな指導ができるのではないかと考えている。土砂条例もあるので利用していきたい。

<菱田委員>

確認だが、環境影響評価について、京都府の条例で定めている範囲はどの程度か

<環境市民部長>

環境影響評価条例については、例えば道路であれば幅員や延長、河川であれば湛水面積、鉄道であれば延長、ということで決まっており、開発や区画整理、宅地の造成関

係では、第1種事業で75ヘクタール以上100ヘクタール未満、第2種事業については50ヘクタール以上75ヘクタール未満である。

<菱田委員>

開発行為であれば、あまり面積を小さくすると環境アセスメントにかかった費用は全て購入される方にかかってくる。齊藤委員からもあったように開発行為だけではなく、土砂や河川の関係もあると思うが、いろいろなことについてその都度検討し、整理いただくことが必要だと思う。

<富谷副委員長>

環境基本条例は、本市において環境保全のために必要な施策を進めるための市や事業者、市民の責務を明確にしており、環境アセスメントについても個別法令でそれに結びつけていくことであるので必要な条例と認識した。

<環境市民部長>

菱田委員がおっしゃるように事業規模をどのように考えるのかということが非常に難しい。買われる方に費用がかかってくるので、その部分も考慮する必要があると考える。富谷副委員長からもあったが、環境基本条例に基づき、ごみ処理基本計画や環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、環境審議会などさまざまなものが立ち上がってきている。条例にもあるように、それぞれの中で市民の意見をいただいて環境行政、環境保全を進めていきたい。

<酒井委員>

国も府も法令、条例があるからということだが、あえて市町村が条例をつくらなければならない。自治体の実情や評価すべき特性があるため、条例が必要である。必要に応じてするというのを答弁されていたが、必要があるときというのはどのような時なのかということをおらかじめ決めておくことが大事なのではないか。環境基本条例に環境影響評価をさせるものとすると言われているのを素直に読めば、亀岡市がある程度やり方を決めて進めていくことを想定されていたのではないかなと思うが、それはどのように考えているのか。また、平成5年に国が環境基本法を制定し、その後、多く自治体で環境基本条例のような条例が制定された。内容も似たようなものになっており、環境アセスメントをするということが盛り込まれている条例は他にもたくさんあるが、この条例に鑑みて、これは見なければならぬというものが出てきた時に、きちんと対応できるように具体的なものを定めるといった経過をとっているところもある。亀岡市においても、亀岡駅北土地区画整理事業は大きな開発なので、環境アセスメントをさせて、必要な対策を業者の責任においてしていただけるようにするためにも考えていただきたい。

<環境市民部長>

現在のところ、開発指導要綱あるいは関係各課の連絡会議でいろいろな部分を補っている。工事計画についても、業者の施工計画等があり、関係自治会、周辺の土地の皆様、また、区画整理であれば組合員などには直接事業主体が説明している。

<酒井委員>

現在の開発指導要綱でできていないのは市民への説明である。市民全体への説明はしていないと思う。条例など細かい規定を具体的に定めているところは、市民とコミュニケーションを取りながら、どのような項目をきちんと見てほしいかということを決めた上で環境アセスメントをさせ、その結果を公表し、市民が安心して開発を受け入れることができる、という経過をとっている。現状では、指導をされているが、関係する自治会や組合員への説明にとどまっているということなので、そのあたりは今後考えていただけるのか。

<環境市民部長>

事業そのものの規模、場所が関係すると思っている。

<酒井委員>

亀岡駅北土地区画整理事業地は、本市の状況からすると、市民全体への説明が必要な開発だと思う。例えば、水害のことについて心配されて、いろいろな活動をされている方がいらっしゃるが、環境アセスメントを行った結果、問題がないと公表できるものがあれば公表することで説明ができるのではないかと思う。説明しなくてもよい規模のものだと考えておられるのか。

<環境市民部長>

区画整理事業については、組合でされているということが1つ。また、水害の問題は、市街化区域に編入する際の治水協議の話であり、アセスにはなじまないと思っている。

<酒井委員>

組合でされているということだが、組合にアセスをさせなければならないのではないか。市街化調整区域から市街化区域に編入する時の話だとおっしゃったが、編入する時には、あれだけ盛り土をしてもよいのかということは見えていない。アセスになじまないということだが、亀岡市独自でするからこそ、その項目を決めていくことができると思うがどうか。

<環境市民部長>

盛り土の件については所管外であるが、治水対策については市街化区域に編入する前の話で、一定の確率雨量を流す能力があるため市街化区域に編入され、その上で区画整理をする認可を取ったということである。環境アセスメントについては、大きさの問題や地域の問題、その場所がどのような場所なのかという問題もあり、亀岡駅北区画整理事業が環境アセスメントの対象になるかどうかの判断は、基準を持っていないためできない。

<酒井委員>

そのため基準を持っておいた方がよいと思う。治水のことについて皆にも分かっていたきたいので再度言うが、市街化区域に編入できるということは、農地として保水能力を持っているところを都市的利用にして、都市から出る排水を流しても大丈夫だという意味でしかない。市街化調整区域から市街化区域に編入されたからといって、どのような盛り土をしても大丈夫だという保証は全くされていない。この件については、3年ほど前に京都府の河川課に伺った際に、そのとおりでとおっしゃった。農地で保水できていたものが、舗装されたことにより保水能力が落ち、そこに住宅が建ち、そこから出る排水をきちんと処理できるのかということについてはここでできているが、それ以上のことは原因者において対応しなければならないということをやわれていた。そういったことを周辺住民の方は心配されているのではないかと思うので、それを踏まえた上で検討していただければと思う。

<環境市民部長>

治水については所管外である。ただし、田から宅地になるということは、水の浸透、貯水が減ることであり、それに対する対策は池をつくったり浸透性の舗装をしたりするのが一般的な例である。そのような対策は個別の事業で取っているように思う。

<酒井委員>

駅北の開発についても指導の中で、きちんと貯水機能を持たせるような対策をとるようになるのか。

<環境市民部長>

それについては、市街化区域に編入し、開発する時の治水協議の中で当然出てくる話である。

<酒井委員>

治水は所管外であるということになってしまうと思うが、だからこそ環境基本条例で環境アセスメントを定め、その中に治水も入れていくことができるのではないかと思う。所管が違うから環境アセスメントをさせるときに入れられないということにはできないのではないか。

<環境市民部長>

環境アセスメントは、できあがったものの上になにかをするときの話だと思っている。市街化区域に入れるための話や、市街化区域に入って開発をする時に流出係数等を見て、洪水調整の池をつくらなければならないなどといったことは、環境アセスメント以前のさらに基本的な話であると考えている。

<平本委員>

第11条の環境影響評価について、条例が定められてから現在までに事象はあったのか。

<環境市民部長>

条例を定めてから開発はたくさんあり、区画整理も行われているが、評価条例は定めていないので、評価条例に基づく調査はしていない。ただし、先ほども申したが、それに代わる指導をしている。

<平本委員>

承知した。齊藤委員もおっしゃったように今後必要であれば臨機応変に対応していただきたい。

<馬場委員>

亀岡駅の北側の盛り土について、近隣に土ぼこりの被害が起こっているという話を聞いたのだが、土地区画整理組合に指導をするのか。

<環境市民部長>

工事上での問題については土地区画整理組合を通じて業者に指導が入ると思う。我々は、土地区画整理組合にそのような苦情がある旨を伝える。

<馬場委員>

白地地域で多発していると思うが、土砂条例でやっている間に範囲が広がり、結論としては森林法違反になってしまうということがある。森林法とのタイアップはどうか。

<環境市民部長>

亀岡市と保健所と森林法の所管部局で連携してパトロールを実施したり、小さな案件でも一緒に指導したりしている。森林法の部局からの情報共有や、こちらに問い合わせがあった場合に、保健所と森林法の所管に連絡をするなどして連携をとるようにしている。

<馬場委員>

説明を聞いていると、根拠法は生存権の関係が非常に強いと思うが、更に発展させて幸福追求権の角度から強化するという検討は。

<環境市民部長>

現在のところ、個人の尊重と生存権の意識のみである。

<齊藤委員>

規模によってという答弁があったが、私が気になるのは小規模開発と大規模開発の違いである。小規模開発においてしなければならないことと、大規模開発においてしなければならないことはどれだけ違うのか。

<環境市民部長>

一般的な開発で言うと、都市計画法上では500平方メートル以上は全て開発許可が要ることになっている。ただし、大規模開発と小規模開発をどこで分けるのかということが難しく、過去は1万平方メートルを超えると京都府知事許可であったため、そこで大規模開発と小規模開発を分けていた。小規模開発はおそらく500平方メートル未満で指導要綱に基づいて行っていくものが小規模開発ということになっている。実際のところ、大規模開発であっても小規模開発であっても、行っている指導は全く同じであり、違いがあるとすれば、1万平方メートルを超える場合は森林法や他の法律の許可が必要となったり、3000平方メートルを超えると京都府の土砂条例の許可が必要ということになる。

<齊藤委員>

曾我部町の話だが、現在開発行為をされている。小規模開発だけで認可を得て、小規模開発の連続で土地がつながることにより、最終的には大規模になる。それについてはどうなのか。

<環境市民部長>

初めに全体の計画があれば、第1期としてこれだけ、というようなやり方をさせていた時期もある。ただし、小さくても大きくても同じ指導をしている。どうしても相手の言うことを信じてしまうので、そこが問題かと思う。そのあたりは地元の力をお借りして一緒にやっていくことが全体計画を見る手段ではないかと思う。

<齊藤委員>

非常に心配している。地元説明にしても、説明をするだけで、地元が言ったことは聞かない。何も悪いことはしておらず、法にのっとって進めているということで何の効力もない。そういったことも含め、しっかり指導をしていただきたい。

<環境市民部長>

それぞれ所管があるので連携をとって調整したい。

<小川委員長>

環境基本条例について説明をいただき、各委員からも質疑をいただいた。環境基本条例については月例常任委員会では取り扱わないこととするが、必要があれば対応していただきたいこともあるのでよろしくお願いする。

<齊藤委員>

条例に不備があると思ったらこの委員会で取り上げるということでよいと思う。

<小川委員長>

今後条例に不備があるということになれば取り扱うということとする。

[理事者退室]

<小川委員長>

次回の委員会は9月定例会とする。

散会 ～12:12